

学校いじめ防止基本方針

(令和2年5月改定)

北海道福島商業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送られるようにいじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

生徒等に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの要因

- ①いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ②いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌な出来事などのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在するため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、全ての生徒が活躍できる集団作りを行う必要がある。
- ⑤いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」という意識を持つために、人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが必要である。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相

当の期間継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態になった場合でも、いじめの被害及び加害生徒について、日常的に注意深い観察が必要。

(4) いじめの態様

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

②仲間はずれ、集団による無視をされる。

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

⑤金品をたかられる。

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

⑨その他、当該生徒が苦痛と感ずる行動等。

3 いじめの未然防止、早期発見・解決のための指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの未然防止、早期発見するための日常の指導体制は次のとおりとする。

別紙1 ※日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見・解決）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた指導体制は次のとおりとする。

別紙2 ※緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

4 学校としてのいじめに対する方針

(1) いじめられている生徒への対応

生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安な気持ちを取り除き、安心して学校生活を送れるよう支援を行う。

(2) いじめている生徒への対応

いじめた要因や内面を理解するとともに、いじめは決して許されることではないという毅然とした態度で、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導を行う。

(3) 周囲で傍観している集団への対応

いじめを知りながら、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

(4) 継続した指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

5 関係機関との連携

(1) 教育委員会

- ・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(2) 警察

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為が疑われる場合

(3) 福祉機関

- ・家庭の養育に関する指導、助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関

- ・精神保健に関する相談
- ・精神状態についての治療、指導、助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・授業及び特別教育活動における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講演会・講話の実施

- ・警察等による講話
- ・保護者向けの企画・立案

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・複数教員によるネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

- ・状況確認
- ・状況の把握、記録
- ・いじめへの対応
- ・管理職への連絡、削除依頼
- ・警察への連絡

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

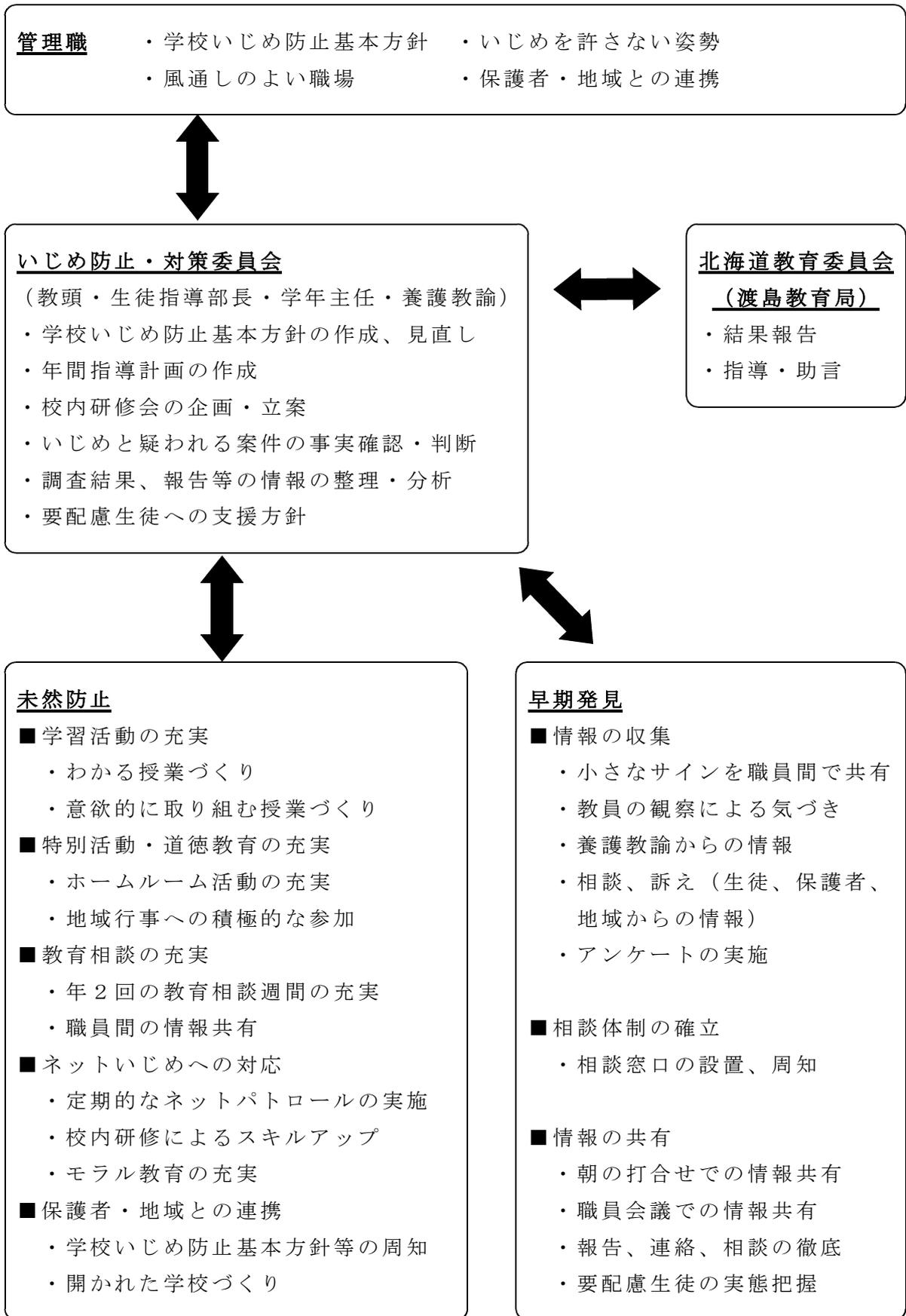
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合の状況判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

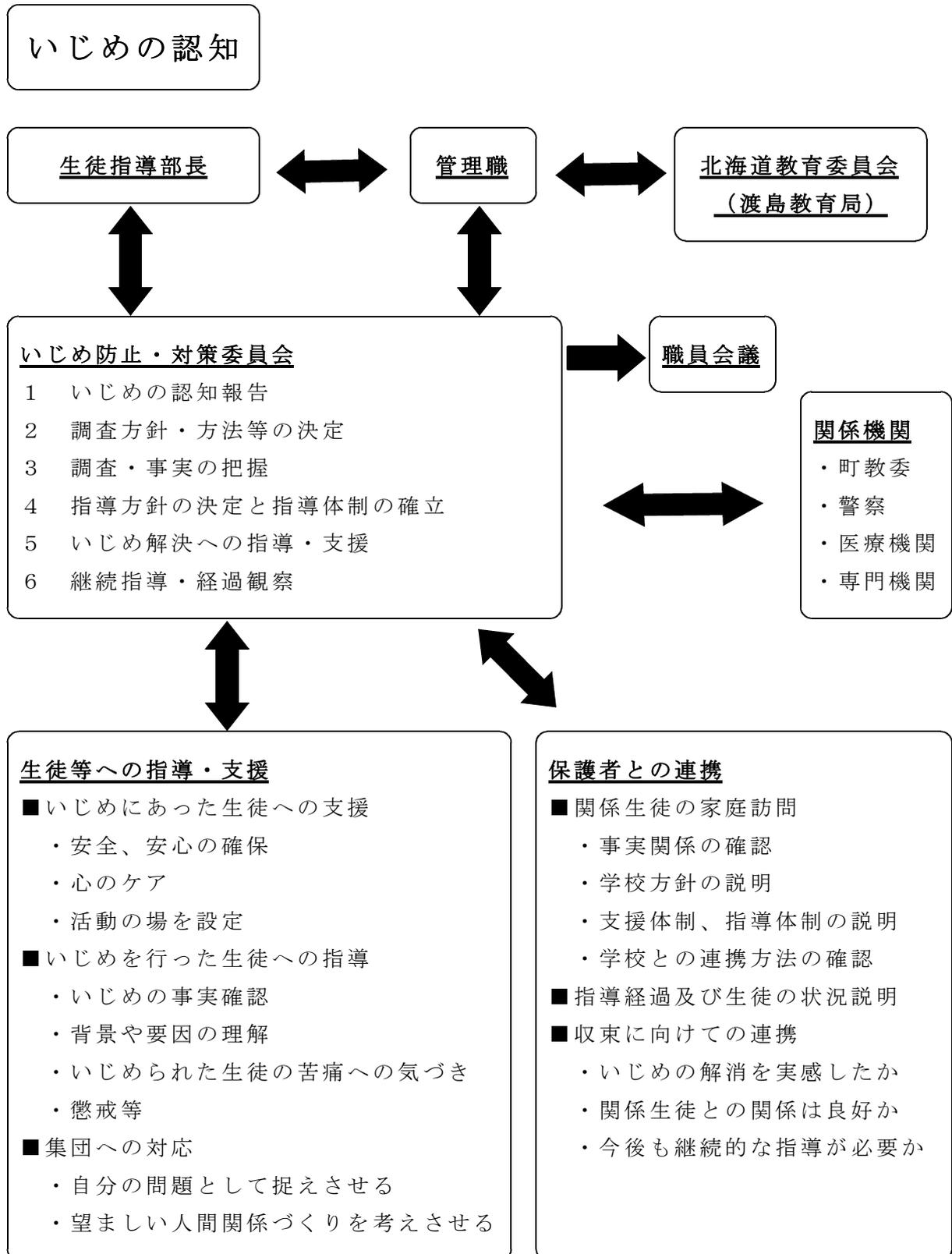
- ・渡島教育局、北海道教育委員会に報告
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請

別紙 1

日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見・解決）



※緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



早期発見のためのチェックリスト**1 いじめられている生徒のサイン****【登校時・朝のSHR】**

- 遅刻・欠席が増える。
- 保護者からの連絡がなく、理由を明確に言わない。
- 教員と視線を合わせず、うつむいている。
- 体調不良を訴える。
- 提出物を忘れたり、提出期限に遅れたりする。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

【教室内】（授業中・学級活動など）

- 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。
- 授業道具等の忘れ物や貸し借りが目立つ。
- 机周りが整理・整頓されておらず散乱している。
- 決められた座席と異なる席に座っている。
- 教科書・ノートが揃っていなかったり汚れがあったりする。
- クラスの中から、個人名が出される。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 壁や机等に落書きがある。

【休み時間等】

- 弁当箱にいたずらされる。
- 昼食を教室の自分の席で食べない。
- 用もない場所にいることが多い。
- ふざけあっているが表情がさえない。
- 一人で清掃等をしている。
- 衣服等が汚れている。

【放課後】

- 帰りのSHR終了後に、慌てて下校する。
- 用もないのに学校に遅くまで残っている。
- 持ち物の盗難にあったり、持ち物にいたずらされたりする。（教材や靴など）
- 一人で部活動の準備や片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 言うことを聞かない。
- 人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。

3 家庭でのサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。